

共同親権運動

親どうしが別れても 親子が親子であるために 30号

2014年11月23日

白馬村事件・子ども手当裁判控訴審。不当判決！

10月22日、東京高裁で「白馬村事件」の「子ども手当不支給」裁判控訴審の判決言い渡しがおこなわれました。

長野から来た仲間も含め15人が傍聴するなか、法廷が開廷され、水野邦夫裁判長は「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする」と不当判決を言い渡しました。

わずか10秒あまりでの判決。私たちは怒りの声を必死で飲み込んで席を立ちました。

判決は、控訴人堤則昭さんの息子A君が、自ら父親との生活を望んで母親の元から逃げてきて実質的に父親と暮らし始めており、白馬村もその実態を確認していたにもかかわらず、父・母間の紛争が続いておりどちらの親に支給すべきか判断できないので「子ども手当」は支給できないとした白馬村の判断を支持した一審判決をそのまま認めた内容でした。

判決後、司法記者クラブで記者会見をおこない、9社が参加しました。

記者会見で、代理人の杉山程彦弁護士と堤さんは「子どもを育てている親に子ども手当は支給するもの。親がもめていることと子ども手当を支給するかどうかは関係がない」「子どもの存在を確認しながら、親がもめているからどちらに支給すべきかわからないなどとする行政判断はおかしい」「白馬村は大人の都合を第一に考え、子どもの福祉を考慮していない」と判決を批判。最高裁へ上告する決意を述べました。

最後に、共同親権運動ネットワークを代表し、宗像充さんが「親権争いがおこなわれていても、子どもにとってはともに親。子どもが自由に行き来できるようになることを私たちは望んでいる。親の紛争に子どもを巻き込んでも仕方がないと言うのが判決の考え方。我々は巻き込まないと言う立場であり、このような判決を出した裁判所を許せない」と、改めて共同親権運動の意義を語り、堤さん親子を引き続き支援していく決意を表明しました。(的早)

11月20日に住民登録裁判も控訴棄却で敗訴しました。こちらも上告予定です。



■裁判期日のお知らせ 傍聴をお願いします

12月3日(水) 13:25～白馬村子どもの帰宅権訴訟・学校入学拒否裁判 東京高裁824号法廷

12月4日(木) 14:00～ 宗像・養父による養育妨害訴訟 東京地裁立川支部408号法廷

12月11日(木) 13:30～弁護士の不法性問う熊本・交流妨害訴訟 熊本地方裁判所501号法廷



原則交流・共同養育 第Ⅲ期 共同親権運動ネットワーク

〒186-0002 東京都国立市東3-17-11. B-202

TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424

メール info@kyodosinken.com ホームページ <http://kyodosinken.com/>

郵便振込 00130-5-472679 加入者名: kネット

銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170 (普) ケイネット



● 主張

男性運動と 子どもの引き離し

カタラン菊之進(コトオヤネット札幌)

1990年、僕は25歳のときに離婚をし、当時4歳だった子どもとひきはなされた。

僕の離婚の原因というものは、多くの男性とは違っていた。当時のツレアイは障害をもっていて障害者運動の活動家だったので、その介助と活動(仕事)と初めての子育てとで毎日が無我夢中で、忙しく過ぎていっていた。

社会的には、子育ての中では「〇〇くんのお父さん」、仕事や活動では、「〇〇さんのダンナさん」と呼ばれるのが当たり前の生活だった。子育てや介助生活の実際の現場では、こうしてほしい、ああしてほしいとツレアイの指示やリクエストに応じて、その作業をやっていくという日々。言わば、ツレアイが「主人」で僕が「妻」のような世の中の性別役割とはまったく反対の役割を担わざるをえない生活が続いていたのだ。しかし、そんな生活の中で次第に僕は、自分の主体性や自分自身を大切にすることを忘れ、とうとう飛び出したのも同然の中、離婚へと向かっていった。

離婚後も子育てだけは、絶対に共同でやっていくつもりだったが、「共同」とは、相手の同意があって成り立つもの。どんなにがんばっても、「共同子育て」は僕の一方的な想いでしかなく、それどころか、子どもに会うことも拒絶され引き離された。

僕が男性運動と出会ったのは、そのころだった。当時の男性運動の大きなテーマは、「男らしさ」から解放されて、それまで、女性の役割とされていた子育てに、男たちも主体的に関わっていこう、というものだった。フェミニズムの思想に共感していて、女性にとって居心地の悪い社会は、男性にとっても居心地の悪い社会なのだという思いから、子育てに

関わり、その体験を社会に向けて発言し、行動しはじめた男性が多かった。もっとも社会全体の中では超少数派ではあったが。

男性という性を与えられて生まれてきて、育ち、男性であることへの抑圧(生きづらさ)や差別を自身の体験から自覚し認め、それを社会変革へと導くものが男性運動であるとするなら、離婚によって子育ての機会を一方的に奪われ、面会さえも許されないという「引き離し」という現実には、僕に男性であることのどうにもならない不利益さを身をもって学ぶには十分すぎるほどのひどい抑圧だったのだ。

もっと男性が婚姻中から子育てに主体的に関われれば、離婚後の共同子育てを可能にする社会が実現するだろう。当時の僕は、真剣にそう考えていたし、今もそう信じている。

男性は子育ての機会を奪われているし、離婚後となるとさらにひどい。拉致同然に子どもを奪われていく。誰が僕たちから子どもを奪っているのだろうか。元妻、元ツレアイだろうか。もちろん直接的にはそうなのだが、そんな横暴な子どもの拉致を許しているこの男社会のシステムこそが、僕たちから子どもを奪っているのではないか。そんな視点を男性運動は僕に教えてくれた。

僕が離婚した当時は、離婚後の子どもとの面会や共同子育てに関する情報は、唯一、棚瀬一代さんの『「クレイマー、クレイマー」以後―別れたあとの共同子育て』という本があって、どれほど救われたかわからない。今では、当事者組織もあるし、情報もたくさんある。しかし、30年前と社会のシステムはほとんどかわってはいない。

子どもと引き離された僕たちが、あきらめることなく社会を変えていくためには、男性が歴史的にどんな役割を担わされてきて、社会からどんな抑圧や差別を受けてきたのかという男性運動の視点が必要不可欠だと思う。それによって、自らの体験に新しい光を与えることができるし、子どもと引き離されるという深い深い絶望的な悲しみを力に変えて、他の仲間とともに社会に訴え続けていくことができると思っている。

メディアは引き離しをどう伝えてきたか

今年9月、安倍政権は貧困対策要綱を閣議決定した。このとき、ひとり親のグループが強く求めていた児童扶養手当の引き上げがなされず、離婚家庭の子どもの貧困が深刻な中、失望が広がったという報道が流れた。

この少し前、岩波書店から『ひとり親家庭』という新書が出た。しんぐるまざあず・ふぉーらむの赤石千衣子さんが著者だ。これだけ別居親子の引き離しや、共同親権の議論が報じられてきたというのに、今さら「ひとり親家庭」かよ、と本屋で眺めながらぼやいた。友人が別のミニコミで書評をしていたので、本が書評の通りだと一面的だよね、とそれに意見を言ったら、だったらちゃんと読んで反論しろ、とのことだったので読んでみた。この本の狙いは、児童扶養手当を引き上げるために、母子家庭の苦境を可視化することだった。したがって、貧困対策要綱の閣議決定により、その「作戦」は失敗したことになる。

ぼくは、ひとり親が苦しいと言うだけで、児童扶養手当が自動的に上がることはないだろうなと思っていてから、予想通りの展開だった。児童扶養手当の引き上げに反対しているのではない。しかし、子どもの親を子どもから排除しておいて、政府から金をとろうとしても、そりゃ戦略的に明らかに無理があるだろう。貧困層に明らかに冷たい政府が、そんな話に載るわけもない。

ところで、この本を書くためだろうけど、ぼくは赤石さんにインタビューされた。彼女と会ったのは2008年2月17日に、kネットの前身の親子ネットの時代に議員会館で院内集会をしたとき、あいさつしたとき以来だった。そのとき彼女は声をかけたぼくの顔を見て無視した。共通の知り合いがいたし、赤石さんはそこそこ有名な方だったので話してみたかったんだけど、それだけ、別居親の運動のリーダーは敵視されていたということだ。赤石さんから今年電話が来たときも、そのときのことは謝ってもらったけれど、会ったときにも「敵なのによく会いましたね」と言われて変わったことを言う人だなと思った。それでインタビューの内容は全然本には反映されてなかった。よくこんなんで、ジェンダーを考えるメディアを編集できるなど今でもちょっと驚くところがある。

ぼくたちの運動がメディアに取り上げられるよう

になったのは、2008年の2月からだ。当時は新種の昆虫を発見したように、マスコミが珍しがって紹介してくれた。一方で、ぼくたちがメディアに出ると、記者からは、「ひとり親のグループの人から『私たちのことも取り上げてほしい』と言われるんですよ」「社内部で反発されて取り上げにくいんですよ」という声をときどき聞いた。国立の市民運動の女性の仲間からは、「宗像君たちのグループには気を付けたほうがいい、って言われるのよねえ」という話は当時も今もある（ちなみにぼくたちは、「共同親権の人たち」という蔑称で業界では呼ばれている）。

実際に親子断絶防止の立法化が現実味を帯びるようになって、毎日新聞の反橋希美記者をはじめ、反対派の意見を積極的に紹介するようになった。それだけならいいのだけれど、2012年から2013年にかけて、ハーグ条約の加盟の直前には、共同親権の議論はぱったり止み、ぼくたちの意見がメディアでのこともなくなった。加盟時に在米の日本の通信社に事前にコメントを求められていたのだけれど、日本国内でそれを配信したメディアは一社もなかった。毎日新聞は、今でもよく、離婚後親子のトピックを扱う際には、紋切型でDV被害者の支援者や弁護士を登場させる。あたかも子どもに会いたい親は暴力の加害者で、そちらにも原因がある、という匂いを漂わせないと物を言えないような雰囲気がある。この問題を世に出していたのが、東京新聞と毎日新聞の多摩支局だったので、ちょっと残念にも思う（朝日は企画以外の報道はなかなかしない）。DVの問題を取り上げるときに、でっ上げの問題や、男性の被害者の問題、それに親権争いでの実情など、知ってるくせに取り上げない。同じ理屈なら加害男性の意見も取り上げてよさそうだけど、それはない。これが中立報道かぁ、と記事を見てしらける。多く、別居親の運動がナイーブすぎるというのが原因だと思うけど、反対派の努力の結果、共同親権の法制化は遅れている、という側面もある。

しかしそういった片親排除運動が、どういった効果をもたらしたかと言えば、結局は片親を排除して金を出さない政府がひどい、と言っても「虫がいい」と感じるのは無理もないということだ。ブーメランが返ってきて痛がるのは、親たちだけではない。（宗像 充）

講演会『家庭裁判所が共同養育を受けられないわけ』

10月5日、台風が近づくなか、講演会『家庭裁判所が共同養育を受けられないわけ』が開催されました。ここでは、その講演の模様を紹介していきたいと思います。まず、kネットの宗像充さんから今回の講演会について説明がありました。kネットでは「共同親権」や「共同養育」が実現できるように活動していますが、その実現に近づくためには、家庭裁判所の様々な判断や運用などが変わっていくことが必要であると考えられます。こうした現状の認識において、これからどのような方向で活動すればよいのか、また、これまでの活動を振り返るという意味でも、共同親権や共同養育がどう考えられているのか様々な立場からの意見を参考にすることが大切だということで今回の講座を企画してみました。

子ども達と引き離されて、様々な困難や悩みに直面している当事者からすれば、自らの立場や意見を主張していくことは当然なこととはいうものの、現状を変えていくためには、多くの人々の協力や支援が必要であることは事実です。当事者として切実な訴えがなかなか届かない厳しい現状のなかで、その主張が尖ったものになりがちであることも確かだと思います。また、子ども達と暮らすことができない状況があることや、その背景にある問題を取り上げていく際に、あえて人目をひくような方法を取らざるを得ないこともあります。そこで、kネットが活動として求めている共同親権や共同養育を実現していくために、当事者とは異なる視点から考えてみることで、今後の活動をどこから取り組めていけばよいのか参考にしていければよいと思います。こうした宗像さんの話しに続いて、杉原里美さんが「共同親権～記者から見た可能性」、そして、瀬本比呂志さんが「家庭裁判所の闇」のそれぞれのテーマで講演がなされました。

杉原里美さんのお話

杉原さんは、新聞記者で長く家族や親子に関する記事に携わってきたことから、共同親権の実現に取り組む運動が「外側から」どのように見えるのか、現状や課題さらに今後に求められることを自らの取材経験をもとに話しをされました。最初に「共同親権」にするために必要な手順を確認していきしました。「離婚後にも共同親権を選択することが可能か」ということについては、現行民法ではできないためにその改正が必要になりますが、この民法の改正にはかなりの手順と時間が必要で、ハードルが高いと指摘されました。そして、民法の改正に際して予想される困難として主に

2つを取り上げていました。まず、立法に関わる「国会議員の家族観の違い」があります。以前にも民法改正が取り上げられたことがありますが、国会のなかで議論が進んでいない現状があります。次に、「女性団体などの反対」があります。共同親権については「DV当事者や支援団体の反対」があり、「母親」を優先する意識、女性保護団体の意見が強く反映される現状があります。また、法曹界の意見も統一されておらず、「父親」への見方が厳しいものがあります。このように民法改正という方向から「共同親権」を実現するには時間がかかるため、杉原さんは、「面会交流」を実現して子ども達を共同して養育していく方向性を探ることが現時点では実際的な方法だと思われると指摘していました。そこで、面会交流を実現するために必要なことを3点指摘されました。ひとつめが面会交流の取り決めに「強制力」をもたせることです。現在でも間接強制という方法がありますが実効性に乏しいことは否めません。そのため、取り決めに違反した場合の罰則規定を新たに設けるということが考えられます。これについては、裁判などの判例に一部ではあるけれども出てきています。ふたつめは行政で面会交流を支援していくことです。離婚手続きに際して行政の窓口で子どもの養育について確認したり、養育計画を作成する手助けを行ったりすることです。三番目は民間での支援を活用することで、「親教育（ペアレンティング）」や面会交流支援サービスを行う団体や組織を支援したり、そのようなサービスの利用を薦めていくことです。杉原さんは、この面会交流について取材したアメリカ・カリフォルニア州での様子を紹介してくれました。まず、裁判所が離婚に際して子どもの養育を十分に考慮するように「親教育」を行うことがあげられました。そして、離婚後の面会交流をはじめとする子どもの養育計画を作ることや、当事者間の調停を行うサービス機関が民間をはじめとして多くあること、「家庭内暴力（日本での「DV」と意味合いが違う）」などの問題がある場合には心理職の専門家の介入や支援がなされていることなど、各種の支援や援助があることが説明されました。カリフォルニア州での取材と日本の現状を比較して気がつく点として、面会交流を行うための支援のあり方や養育費と面会交流が関連していることなどを指摘されいきました。最後に共同親権についての今後について幾つかの提案がなされました。まず、法的なことについては、現時点では民法改正よりも議員立法による対応が現実的ではないかとのことで、内容としてはできるだけ穏やか

なかたちで、かつ実効性のあるものがよいのではないかということでした。また、行政や民間の支援機関を増やして面会交流が実現できる体制を整えることが必要ではないかということでした。こうした体制を実現するためには法整備や予算対応が必要になります。当面は新規の事業を実施するとして予算化を目指すことが考えられるとのことでした。そして、最後に「多様性を認める家族観を育む」ことを目指すことが大事ではないかとして講演を終えられました。

瀬木比呂志さんのお話

瀬木さんは、元裁判官で長年の経験を『絶望の裁判所』として著書をまとめられましたが、共同親権に関わる問題について、裁判所の実務経験に即したかたちで講演されました。まず、離婚後の子どもの養育に関して生じている様々な問題は、裁判所に特有の官僚機構の問題であると指摘されました。共同親権を求める運動では、離婚後の子どもの引き渡しや夫婦親子の関係を調整する役割を裁判所に求めているわけですが、そうした問題については、裁判所という組織内部において優先順位が低くなっているといえます。そして、幾つかある裁判所のなかでも「家庭裁判所」（以下、家裁と表記）の位置づけも同様になっていると指摘されました。例えば、子どもの引き渡しで用いられる「人身保護法」は、そもそも法の趣旨が異なり家裁が担当するのではないし、家裁は子の引き渡しを「直接強制」する取り扱いはほとんどない状況だといえます。離婚後、子の引き渡しについては、「女性」と「男性」とで意見の対立が非常に大きい部分がありますが、それは日本の法制度上の問題であることを指摘されました。瀬木さんは、この部分については法整備が遅れていることは事実であるとして、市民法と社会的観念との間で乖離があることが背景にあると説明されました。法整備が不十分なために、実際上の家裁の位置づけは弱く、裁判離婚が難しいので、協議離婚・調停離婚に比重が置かれるため、適切な法的判断による救済がなされないことが多くなり、結果として当事者が自力救済として問題解決にあたる（「子どもの連れ去り」が典型例）ことに結びついているし、家裁もそれを後追いで認めるようになってしまっているといえます。日本の裁判システムでは、家庭への介入をしないうえに、行政や民間の支援もないために、不適切な自力救済が容認される面があるのではないかと指摘されていました。ハーグ条約との関連では、日本をはじめとして各国の法制度を成り立たせている思想的な背景の違いが浮き彫りになっているのではないかということでした。

では、家裁をどうすればいいのか、瀬木さんは、制度が硬直化して動かないことや意見の対立があるこ

とを指摘したうえで、家裁の裁判官は別立てにして「民事・刑事」と「家事」の扱いを分けることが望ましいと提案されました。家事に必要な関連知識を学ぶためには裁判官の養成制度を別にすることも必要。うえ、裁判所全体の組織も家裁が家事を実際・具体的に・専門的に扱えるように変えていく必要があるといえます。現在の家裁は、裁判官の人事では傍流で日陰のポストであり官僚制の弊害が強く、その判断は、当事者双方（夫・父／妻・母）から批判をうけるようになっており、さらに公正や正義にも欠くことになってしまっているといえます。なお、家事に関しては、現状から判断すれば法整備を進めていくことが必要であることは間違いのないけれども、国会での法制定では国会議員の資質という点で疑問を感じるところがあるとのことでした。家裁の理想は「争わないこと」で、話し合いで解決することがいいというのが、裁判官はほとんど顔を出さないし、調停委員に任せきりで、その調停委員も単に説教だけという状態になっています。調停のあり方も変えていく必要があり、例えば、調停の進め方は、別席ではなく対席で行うようにすることが望ましいのではないかということでした。家裁の裁判官は対立の大きい問題は扱いたがらずに、ことなかれ主義の対応をすることが多くなっているといえます。先に話題になった子の引き渡し紛争で、離婚はしていないが別居している場合は、以前から正面からの判断を下していない現状があり、最高裁が家裁の保全処分に対応するように判示されたことがあるけれども、子の引き渡しに強制力を行使するには及び腰になって“地裁”に人身保護法での対応として回しているといえます。家裁の業務が前例踏襲主義に陥り、「情実」によってセクショナリズムが進んでいるため、「リアル」な対応ができなくなっていると考えられるということです。

瀬木さんは、今の裁判所は事案の本質を見ていない部分が多いけれども、良識的な部分は必ずあるとして、裁判官をみる場合には良識・常識によって判断しているかということが重要になるといいます。そして、共同親権の運動については、当事者が「やっかいもの」と見られるのは避けなければならないし、運動を進めていくうえでは「中立的・客観的」な立場から説明や主張を行うことが大切だと指摘されました。特に裁判所は「公正・客観」の立場に依っているから、公正で客観的な立論や説明は大きな力をもつこと、そのような共同親権への取り組みは、良心的な裁判官や調査官など共に裁判所を動かしていくことにつながっていくと思いますと話しをまとめられました。（安藤洋）



離婚家庭支援・大分での取り組み

ご依頼がありましたので、最近の大分の活動をご報告いたします。

今年春よりスタートした明石市の『こども養育支援ネットワーク』については、ご存じの方も多と思いますが、なかなか次に続く自治体が現れません。大分では、別府市で毎月定例会を行っていますので、夏休み前にまずは別府市に陳情に行ってきました。市長や福祉保健部長などが対応してくださり、前向きに検討いただくという頼もしい回答を得ていたのですが、その後一向に進展せず進展する気配さえ消えてしまった状態でした。そんな中、9月23日の大分合同新聞（地元紙）に『県調査で一人親家庭の半数以上養育費や面会「ない」』という見出しの記事がでました。その記事を読んだM原さんが、県の子ども子育て支援課や母子寡婦福祉連合会などへコンタクトをとり私たちの取り組みへの理解を求める陳情（？）を行うことができました。あ、私は付添いで同席させていただけです。

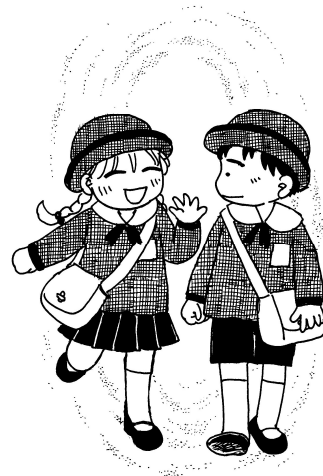
大分県では、今年がひとり親家庭の支援について計画の見直しをするタイミングだそうで審議会等でも活発な意見が出ていたそうです。審議会員の中から『これまでは親を支援し親がよくなれば子どももよくなるだろうと思ってきたが、それだけではだめだ。子どもの視点で子どもの支援を。面会交流と養育費が大事だ』との意見がでたことなどお話しくださいました。県のM主幹（子ども子育て支援課）は、明石市モデルについても調べられており肯定的に評価していました。ただ、市町村窓口での業務になるため県として何ができるかは…「？」とも。

大分県の場合、面会交流支援を行うFPICや民間の事業所がこれまでなく寡婦福祉連合会などに相談にみえられた方から養育費や面会交流などの相談を受けても、支援員が対応できずに（相談のあっせん先がなく）踏み込んでアドバイスできないでいる実情など話してくださいました。

今回お願いしたことは、県が明石市モデルの旗振りをして大分県で明石市モデルの導入を進めていただけないかということや、県作成のパンフレットなどで養育費や面会交流の必要性について啓発をもっとしていただけないかということや、寡婦福祉連合会では面会交流の必要性について啓発してもらえないかなどです。

相談員（県母子福祉センター就業自立支援センター）が「親を教育する事が大事ななあ〜！今度から相談に来た人が子どもを会わせてなかったら、（腹を立てない程度にだけど）『煩惱で子どもを独占せずに、子どものために会わせることが大事なんだよ。ほらこの資料のように（エビデンスを明らかにして見せながら）子どもは会わせの方がいいんだよ』と言わんといかんね！」と力強く言って下さったことも本当に嬉しいことでした。

大分では県の子ども子育て支援課が、意欲的な姿勢を示してくれており一人親家庭の子ども支援という側面から養育費と面会交流のアプローチをしていくことになりそうです。個人的には、改めて親教育の必要性を感じています。葛藤の低い（ない）夫婦の離婚においても、養育費や面会交流が取り決められ実施されるようになれば全体の底上げにつながります。そのためにも関係各所へ継続的に働きかけ、必要な資料を届けていきたいと思っています。（川野なみた）



実の親に何も知らされない養子縁組

9月5日、立川地方裁判所で、宗像さんが面会不履行と、相手方が養子縁組をした後、交流妨害を繰り返した、一連の「脱法行為」を問う、損害賠償の裁判があった。代諾養子縁組制度について世に問う裁判だ。

親権者が再婚し、その新たな配偶者と子どもが養子縁組をする、いわゆる「連れ子の養子縁組」の場合、別れた親には何も知らせる必要がありません。即ち、別れた側の親が全く知らない間に、子どもに親権を持つ新しい親「養親」ができます。この場合、役場に届けを出すだけで済み、裁判所等の許可も必要としません（民法797条、同798条ただし書き）。これらは明らかに、子どもの権利条約の養子縁組に関する第21条（a）に違反しており、国連子どもの権利委員会から2010年6月に是正勧告を受けています。

再婚相手が子の養い親になってくれるこのようなケースは子どもの福祉を害することはない、という見方から、裁判所の許可を必要としないとされたものと推測しますが、今の時代、養親らによる虐待が多発するなど、実態から乖離しています。

私が以前に経験したことについて、今も実態があまり変わっていないと思うので、書いてみます。面会交流の申立てをしたときの東京高裁平成17年の棄却決定文には、「養父と相手方との共同親権の下で監護養育されているものであるから、面会交流するとしても、この共同親権下における監護養育の妨げとならず、かつ、その下における子の福祉を害さない程度にしか面会交流権を行使することができない」という文言がありました。しかし、面会交流の何が、養親らの監護養育の妨げとなり、子の福祉を害することになるのか、具体性がなく判断基準等も明確ではありませんでした。養子縁組をしたら面会交流をするなど言っているようでした。

子どもが養子縁組をしたことを何も知らされない別れた側の親は、何も知らされないにもかかわらず、さらに面会交流が実現困難なものとなってしまいます。これでは一種の騙しです。

家族関係が壊れやすく流動的になり、離婚、再婚、連れ子も多い世の中においてもなお、離婚の被害者である子どもたちに対して、子どもの利益よりは、再婚家庭の平穏や養親の立場を、あるいは、日本の前近代の家族意識である養子縁組等の「家」制度の意識を、優先させているのではないのでしょうか。

2014年11月 染木辰夫

次回期日は、12月4日立川地裁405号法廷

★本紹介

丸井妙子著『離婚の苦悩から子どもを救い出すために ～親も子どもも幸せになるためのヒント～』

私はこの場でこの様な問題〔離婚と養育〕が話し合われるのは良い事だと思っている〔不満足な現状であっても〕。私達〔親〕はむろん以前子供であったわけで、後今は親として子供に切実かつ真剣に向き合わざるを得ない現実があるという巡りを思えば、そのことはつまり、私達が何処から来て何処に往くのかと問われているのじゃないかな。各自スタートはどうであれ父母はいたはず。後様々な方々の支え、助けがあって今を生きることが出来ているわけね〔不十分としても〕。

だから今は親として子供を支え助ける側からこの本の〃両親の離婚の苦悩から子どもを救い出すために〃何をどの様に為せるのかという問いかけ様々な提言は大変に役に立つ。

どれも真摯で唯一無二と思われる貴重なエピソード、提言がぎっしり詰まってる本です。如何なる時代、場所にあっても子供は大人へと成長し、社会を形成し支えて来たわけね。今度は私達の番。良い人生、社会とすべく学び、考え、少しでも多く感じ思いを巡らすことの出来る人間でありたいな、と思わせる本ですこれは。悪いDNAじゃなく、少しでもマシな考えや制度が受け継がれることを願う。（河）

■共同養育と労働法■

第7回

東京司

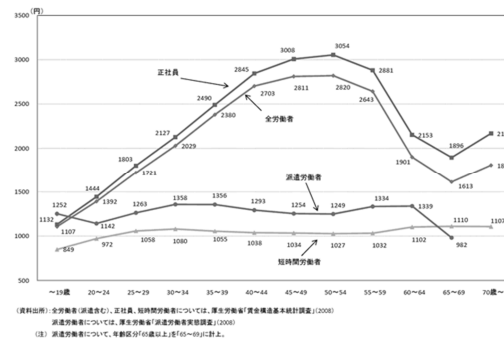
子どもが成長して入っていく労働社会～労働者派遣で生計が成り立つか

離れて暮らしていても、また反抗期を迎えていて対応が難しくても、我が子の成長というのは普通の愛情を持った親ならば気になるのは当然のこと、養育費の支払い義務が成年年齢までと決まっていますが、子どもが大学へ進学したいと思うならば何らかの形で卒業まで支えてあげたいと思うのは自然な感情だと私は思います。しかし、大学を卒業したら後は自分で生計を立てて、という願いはどうなのかということが今回のテーマです。

今、私がこの原稿を執筆しているのは2014年11月上旬で、すでに9月30日には「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」が9月30日付で閣議決定、国会に提出されて、この会報が届く頃には法案が可決しているかもしれません。今回の改正案では、派遣労働者の保護を名目に、「特定労働者派遣事業の廃止」「均等待遇」「スキルアップのための研修機会の確保」などが盛り込まれてはいます。均等待遇、それ自体は望ましいことですが、理念と実際は違います。昨今の経済は、年功型賃金のような長期的決済を念頭においた済し崩しなヒト、モノ、カネのあり方が、より短期的な決済、簡単に言うと株式配当のための当期利益で判断するようなあり方に变化してきているのです。大学を出ても4分の1以上が派遣労働者として就労しなければならない今、派遣労働者の待遇は長期的に見て生計を立てることができるのかという点を見ていきたいと思っています。

厚生労働省の「平成24年派遣労働者実態調査の概況」によると、男女を合わせた時間給換算額の平均賃金は1,351円で前回調査の4年前よりも61円アップになってはいますが※、問題は

年功型賃金のように、子育てや住宅購入などライフイベントにあわせて必要な時期に必要な賃金が得られないという問題があります。



出典：厚生労働省雇用政策研究会

上のグラフから見て取れるように、派遣労働者は30代、40代になっても、賃金が上がっていないことがわかります。だからこその均等待遇とは思いますが、同一価値労働同一賃金が現実に理屈道理になるとは、昨今の純粋な資本の論理むき出しの政策からは信じ難いものです。

10月も終わり、地域別最低賃金の改定も出揃い、全都道府県で生活保護との逆転現象が解消されたと伝えられていますが、消費者物価指数を計算に入れた実質賃金比率の速報値※2は「現金給与総額」「きまって支給する給与」のいずれもがマイナスを示しています。

これは特に、代理人の連れ去り指南にホイホイと乗って子の無断連れ去りを行っている同居親に言いたいのですが、その子どもが成長してやがて入っていく労働社会が今、どう変わろうとしているのか、自分や子どもにどう影響が出るのか、よく考えてもらいたいと思います。

※1 厚生労働省「平成24年派遣労働者実態調査の概況」

※2 厚生労働省「毎月勤労統計調査 平成26年9月分結果速報及び平成26年夏季賞与の結果」



ワンポイント 英文和訳

●第8回

「諸外国の親権政策」

「親権、面会交流、親の責任」(Child Custody, Access and Parental Responsibility、カナダのEdward Kruk著、2008年)の第7章「外国の親権の政策」には、以下のように書いてあります。

(1) アメリカ合衆国

アメリカ合衆国では、親権については、各州政府の管轄である。次の6つの州では、原則的に共同養育が適用され、おおむね平等な養育時間が割り当てられている。

アイオワ州では、裁判所は、片方の親が要求すれば、身体的共同親権を適用することができる。裁判所がそれを適用しない場合には、それが子どもの最善の利益に合致しないことを示す特別の事実を必要とする。

カンサス州では、養育の決定に際して、身体的共同親権が優先して選択される。

オクラホマ州では、裁判所は、おおむね等しい養育時間を両方の親に与える。ただし、裁判所が、それが子どもに有害であると判断した場合を除く。

テキサス州では、家族法には「共同の保護者」を原則的に適用するという規定がある。これにより、子どもの時間の少なくとも42%が非同居親に割り当てられる。

ウィスコンシン州には、「『原則的に、共同養育は、子どもの最善の利益にかなう』と、裁判所は判断しなければならない」という規定がある。

アーカンサス州には、「子どもに頻回で継続的な交流が両方の親との間に可能になるように、親権が与えられなければならない」とする規定がある。

他の20州では、家族法に「子どもは、両方の親と頻回で継続的な交流を行う」とする規定がある。2州では、判例法を適用している。3州では、「法

的共同親権が望ましい」としているだけである。7州では、両方の親が望んだ場合にのみ、共同養育を原則的に適用する。13州では、共同養育を推進する文言が見当たらない。

(2) イギリス

1991年に施行された「子ども法」では、「子どもが可能な限り両方の親と良い関係を維持することにより、子どもの福祉は提供される」とされる。しかし、この法律では、共同養育は、選択肢の一つとして適用されるに過ぎず、小さい子どもでは母親の単独親権が子どもの最善の利益にかなうと判断される場合がある。

(3) フランス

近年、フランスの家族法は、離婚の法的過程に人間性を与え、平和化する目的で、大幅に改正された。「フランス民法」は、解決法として、双方の親が「交互の住居」を選択するように勧めており、裁判所にそのような決定を行う権限を与えている。

(4) スウェーデン

「子どもと親の法律」では、両方の親が子どもに責任を持つことを強調している。裁判所は、片方の親の希望に反しても、共同養育を命じる権限を持っている。裁判所は、子どもが両方の親と密接で良好な関係を維持するという子どものニーズを、特別に大切なものとして考慮する。

(5) オーストラリア

修正された家族法(2006年)により、平等な共同養育が原則的に適用される。別居や離婚の後は、裁判所は「等しい時間の共同養育」をまず第一に考慮しなければならない。もし、等しい時間が不可能であるとしても、子どもは相当に多くて意義のある時間を、両方の親と過ごすなければならない。(堀尾英範)

離婚……でもみんな幸せに

先日大阪で、親子断絶防止法連絡会主催のシンポジウム「別居・離婚から子どもを守る」が行われました。シンポジストは、泉健太 衆議院議員 白崎勇人 石川県議 泉房穂 明石市長 エフピックの多賀貞子相談員、読売テレビの堀川雅子さんなどなど、それぞれそのポジションの方達ばかりです。コーディネーターは断絶防止法全国連絡会の寺前さん。

みなさんが語られる事は、子どもの最善の利益であって、離婚に際しての法律や制度の不備、司法や行政の無理解などが語られ、その中でどうすれば当事者の傷付きや困難を減らし、なにより子どもの福祉に寄与できるか、さらにこれから法律や制度をどうあらためるべきかなどが熱く語られました。

シンポは援助者やなにより行政の担当者の意識改革に繋がることを期待して企画されています。その意味においても、明石市の泉市長の、子どもの福祉最優先、そのための離婚に際しての修復的施策をこの4月から施行したお話などはとても貴重でした。

現状では離婚は夫婦の対立、闘争であり、その狭間で子どもが傷付き、結局みんなが辛く終わり無き困難や傷付きを抱える事になってしまいます。不信や対立、暴力的支配などが家族を苦しめてるなら、家族の距離や関係を変えるのも大切。

そのための離婚や別居であれば、家族の福祉と矛盾しません。相手が悪いと争うのではなく、関係が悪くなった原因をそれぞれが理解し、関係を調整して行く事で、子どもは親との関係を奪われる事なく、それぞれの離婚後の生活の安定、心理的成長の共有も可能となります。目指すは修復的離婚です。こんな事をみなさんそれぞれの立場で語ってくださり、政治に少し希望の灯火が見えたシンポジウムでした。ご登壇頂いた先生方やご参加頂いたみなさん、なにより企画から運営まで自腹でやり続けてくださったスタッフのみなさんに深く感謝です。



「捨てられる夫たち」

「週刊朝日」（九月二六日号）に「捨てられる夫たち」という特集記事を書いた西牟田です。男性だけでなく女性も含む当事者たちの辛い体験の数々、当事者をとりまく社会の現状、世界との比較、といったミクロとマクロ両方の視点でこの記事を作りました。有料ですが、タイトルで検索すれば購読が可能です。記事の作成にあたり共同親権ネットワークの方々には大変お世話になりました。宗像充さんをはじめ、植野史さん、交流会に参加しているみなさんから体験や問題点の指摘といったことについてご教示いただきました。ご協力に心から感謝します。

かくいう僕も当事者です。妻が子どもを連れて家を出て7カ月以上たちました。別れる前から面会交流の大切さを説明したり、自ら作成した公正証書に「面会交流」の項目を入れたり、妻は面会実施にかなり積極的でした。なのに別れた後いまだ会えていません。

記事の発表後、連絡すら途絶えたと言うことは、記事を書いたことで、元妻やその両親の逆鱗に触れてしまったのかも知れません。自らの経験は一切入れていませんが、署名入りの記事でしたし。

当事者が声をあげることは、社会的偏見をなくするために大変重要な行為です。しかし、こうして声を上げたり、問題点を指摘することで、監護親側の態度が硬化してしまう可能性があるように思えます。監護親側にも理解してもらえようようなアピールができないか——。ジレンマを感じる今日この頃です。（西牟田 靖）

得たものと失ったもの

人は失ったものがあると、多くはマイナスに感じると思います。

地位や名誉、資産やプライド、希望や目標など。

最愛の子どもと会えない親の気持ちは、様々な要因が交わって傷心から憎しみ、怒りなど、とてつもないエネルギーを使い、マイナス感情と生活を共にしている方も多いと思います。

私は子どもたちと会えなくなって五年の月日が流れました。

失ったものは、子どもたちと過ごす時間。

2013年8月に起業し心理カウンセラーとなり、東京、大阪、名古屋で講師として呼ばれるようになりました。保育園や大学、社会福祉法人で仕事をするようになり、社会教育委員と言う公の仕事もさせていただいています。そして素敵なパートナーとの出会いもありました。

この失った子どもたちとの時間がなければ、得たものを手に入れることはできなかったと思います。手に入れたものは、子どもたちが私にプレゼントしてくれたものだと思っています。

私の笑顔を作る仕事（志事）は、離れていてもいつも私に時間をプレゼントしてくれている子どもたちの応援があるからだと思っています。

こうして、私はいつも子どもたちと一緒にいます。

（宇野 努・こころボ）

ああ、日弁連

一〇月一六日、kネット運営委員四名は、霞が関の弁護士会館に行った。某法律事務所のホームページに「親権を取得したい場合は、必ずお子さんを連れて別居してください」とあり、それは子どもの人権を無視した連れ去り指南、教唆であるとして、私たちは抗議の文書を弁護士連合会事務局に送っている。今日はその回答の日であつた。事務次長のお二人が対応してくださつた。「日弁連としては、違法ではない限り、個別の指導は行わない。某法律事務所の行為についても、事務次長の立場から、いいとか悪いとか言えない」というものであつた。

共同親権状態にある子どもを、一方的に連れ去り、離婚と親権を有利に導く行為は、子ども¹の人権を無視した不法行為だと迫っても、彼等は動じることはない。立ち位置が違う1階と3階で話している感じで、中身は噛みあわない。

弁護士会館を出ると、植え込みの中に立札があつた。「ここは大岡越前守忠相の上屋敷である」と。そういえば一人の子どもに二人の母親が現れ、右手と左手を引つ張りあつた話があつたような。越前守は先に手を離れた女を母親とした。本当の親なら痛がる子を苦しめる筈がないと。

現代版、親権をめぐる父親、母親の争いは激化している。手段を選ばず先に連れ去つた者が親権者となる。連れ去られた者は親権を失う。親権の前では、面会交流権など碎け散る。パパもママも好きなのに、喧嘩しないでと、子どもは心で泣いているかもしれない。（木船）

瓦版

★国立交流会

12月はお休みです。

★kネット運営会議

日時・12月14日(日)13時〜14時30分、場所・東銀座313ビルセミナールーム、問い合わせ・kネット

★宮崎交流会

日時・12月6日、2014年1月3日(毎月第1土曜日)18時〜20時、場所・宮崎市民活動センター(宮崎市橘通西1の1の1)宮崎市民プラザ三階、参加費無料、問い合わせ・0985・47・6797(小原)、メール

knetmiyazaki@yahoo.co.jp、*日程の変更がありますのでご確認ください。

★親子しづ熊本お茶会

日時・12月6日、2014年1月3日14時〜16時、場所・益城町情報交流会館ミナテラス(町サボの和室にて)、問い合わせ090・3986・8870(田中)、メール

tanachu2011@hotmail.co.jp

*日程の変更がありますのでご確認ください。

★鹿児島交流会

日時・12月13日、2014年1月10日(毎月第2土曜日)18時〜21時、場所・サンエールかごしま(鹿児島市荒田1の4の1)、問い合わせ・070・5270・3251(溝口)、メールkagoshimaoyako

@willcom.com

*日程の変更がありますのでご確認ください。

★別府交流会

12月20日、2014年1月17日(毎月第3土曜日)18時〜21時、場所・別府市野口ふれあいセンター(大分県別府市野口元町12-43)、参加費・500円、メール

itumo.itumademo.

oyako@gmail.com、*日程の変更がありますのでご確認ください。

★銀座交流会

日時・12月22日、2014年1月27日(毎月第4火曜日)、19時〜21時(入退自由)、場所・東銀座313ビルセミナールーム、参加費・500円(運

営費含む)、問い合わせ・090・4964・1080(植野)

★集会「引き離しハラスメント」

日時・12月14日(日)場所・15時〜17時、懇親会17時30分〜19時、場所・東銀座313ビルセミナールーム、参加費・1000円(集会、懇親会通し)、主催・kネット

【kネット国立事務所】

〒186-0002東京都国立市東3-17-11B-202(郵便はこちらをお願いします)

【東銀座313ビルセミナールーム】

こちらでは郵便物は受け付けていません。東京都中央区銀座3-13-19東銀座313ビル8階、最寄り駅「地下鉄東銀座駅」徒歩3分、銀座駅徒歩10分。晴海通りから歌舞伎座のある通りに入り、マガジンハウスのある並び。銀座3丁目郵便局斜め向かい。

■郵便振込 00130-5-472679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170(普)ケイネット*口座名が略称になりました。



弁護士会館前にて

【編集後記】まだ共同親権運動を始めたばかりのころ、ある人権団体に相談に行つて、人権派の弁護士たちは、理解してくれれば味方になってくれる、と言われた記憶がある。当時から弁護士たちが無自覚に引き離しを行っていることは周知の事実で、その中には「人権」を口では言う人も少なくなかった。7年経つて、そういう弁護士の多くは、実際は「人権」を商売道具にしているだけだとわかった。商売にならないから、いい人の人権しか守らないし。「結局弁護士も金か」と昔は遠慮していたことも最近は言うようになった。が、分かりだ。(宗像)

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。片親を排除する法制度に反対しています。実態調査や立法院への提言、ロビー活動、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても親子が親子であるための活動を行っています。ホームページ等で広報に努め、会報を年4回程度発行しています。

会員・賛同者を募っています。

■年会費(会員は別居親とその家族)年3000円

■賛同金(その他賛同者)年3000円。

【入会・賛同方法】

メールまたはファックス・電話にて、お名前、ご連絡先、住所、会員・賛同者の別をお知らせの上、郵便振替または銀行口座にて3000円を振込ください。また郵便振替・銀行口座にて、寄付を募っています。

メールinfo@kyodosinken.com